

## 第8章 ニュルンベルク裁判と戦後ドイツ

竹本真希子

第二次世界大戦終結から七〇年以上たった今日でも、日本の戦争責任や戦争犯罪をめぐる議論は決して遠い過去ではなく、現在進行形の問題である。例えば南京大虐殺などについて歴史的実事が議論されるのみならず、これらは常に政治のテーマとなり、国家間の関係を揺るがすものにもなっている。また東京裁判や日本国憲法についても、近年「勝者の裁き」や「押し付け論」などといった見方が強くなっており、第二次世界大戦と戦後処理についての歴史認識問題が改めて重要なものとなっている。

こうした日本の状況に比べて、同じ敗戦国であるドイツの歴史認識については、それほど大きな問題はないようにみえる。だが、果たしてそうであろうか。またもしそうである

ならば、その違いはどこから来るのであろうか。これは日本でドイツ史を研究するものに、しばしば突きつけられる問いである。

本稿はこうした問いに答えるべく、「ニュルンベルク裁判」を中心に、第二次世界大戦後のドイツの過去との取り組みをみていきたい。とくに西ドイツの例を扱うこととする。第二次世界大戦での敗北によりドイツは米・英・仏・ソの四カ国の占領下におかれ、一九四九年に西側三カ国占領地区が西ドイツ（ドイツ連邦共和国）として、ソ連の占領地区が東ドイツ（ドイツ民主共和国）としてそれぞれ建国された。両国の政治体制は冷戦下のイデオロギー対立を反映し、大きく異なるものとなった。一九九〇年の統一は事実上、西ドイツによる東ドイツの吸収合併であり、したがって現在の国名はドイツ連邦共和国である。そのため、政治や経済、文化のみならず、過去をめぐる議論も、統一ドイツでは西ドイツの歴史を引き継いでいると考えられる。したがって、西ドイツの歴史から戦後を概観することでドイツの歴史を知ることが可能である。

なお、筆者はすでに広島平和研究所ブックレット（第三号）で戦後七〇年のドイツの歩みを扱っているが（竹本、二〇一七a）、本稿の問題意識もこれと大きく変わるものではなく、むしろ前稿の補足的な意味合いがある。そしてニュルンベルク裁判については、芝健介（芝、

二〇一五）やアネット・ヴァインケ（ヴァインケ、二〇一五）の研究に詳しく、またニュルンベルク裁判を含め、ドイツの戦争犯罪、戦争責任、補償問題を含んだドイツの過去との取り組みである「過去の克服」に関する議論についても、すでに日本のドイツ史研究者による豊富な蓄積があり、これを越えるものではない。本稿ではこれらの先行研究をもとに、ナチ体制とニュルンベルク裁判とは何か振り返り、さらに戦後のドイツと日本の歩みについて述べてみたい。

## 1 ナチ体制と第二次世界大戦

### 第一次世界大戦の影響とヴァイマル共和国

ニュルンベルク裁判について考察する前提として、ドイツの第二次世界大戦までの道のりを簡単に振り返っておこう。

第一次世界大戦は一九一四年から一九一八年にかけて、ドイツを中心とする四カ国からなる同盟国とイギリス・フランスなどの二八カ国の連合国により戦われた。十九世紀からの帝国主義の帰結ともいえるべき戦争で、植民地の人々も多く参加し、世界を巻き込んだ総力戦となった。日本は連合国の一員として参加している。毒ガスや飛行機が使われ、大量

殺戮を伴う近代戦の始まりとなった。

第一次世界大戦はドイツの敗戦により終結した。皇帝ヴィルヘルム二世はオランダへ亡命し、その結果ドイツではヴァイマル共和国が誕生した。第一次世界大戦の講和条約としてドイツと戦勝国の間に締結されたヴェルサイユ条約では、一方的戦争責任、巨額な賠償金、軍事力の縮小、植民地の没収などがドイツに課され、多くのドイツ人はこれを「勝者の裁き」と受け止めた。

条約の第二二七条では「連合国とその協調国は、前ドイツ皇帝である、ホーエンツォレルン家のヴィルヘルム二世に対し国際的道義と諸条約の尊厳に対する最高の犯罪の公的かつ非難する」と定め、第二三一条では「ドイツおよびその同盟国の侵略による戦争の結果、連合国とその協調国およびそれらの国民にあらゆる損失と損害を生じさせたことに對し、ドイツとその同盟国が責任を有することを、連合国とその協調国政府は確認し、ドイツはこれを承認する」と定められていた（歴史学研究会、九〇頁）。

第一次世界大戦後は、ヴィルヘルム二世個人の戦争責任を国際法廷で裁き、さらにドイツ人将兵の戦争犯罪を軍事法廷で裁く連合国の構想があったが、実現しなかった。かわりにドイツが国内で戦争犯罪を裁く裁判がライプツィヒで行われたが、少数の者に対して輕

微な刑罰が裁かれたにすぎなかった。しかし第一次世界大戦後の戦犯裁判処罰の構想は、第二次世界大戦後にニュルンベルク国際軍事裁判が開かれる道をつくった。

当時のドイツ社会には、第一次世界大戦は防衛戦争であるという見方が根強く、全体としてドイツの戦争責任を否定する傾向にあった。またヴァイマル共和国初期には極左と極右の双方からの革命運動があり、政治的に不安定な状況にあった。ヴァイマル共和国は全体として暴力的な社会であった。こうしたなかで、きびしい戦後処理に対して党派を超えた「反ヴェルサイユ感情」が生まれ、イギリスやフランスといった戦勝国に対する復讐心が芽生えていく。これはのちにドイツが第二次世界大戦へと進む要因にもなった。

### ナチ体制下のドイツ

一九三三年一月、国民社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）のアドルフ・ヒトラーが政権を獲得したことは、ドイツ史の大きな転換点となった。ヒトラーは緊急事態条項を濫用するかたちで議会制民主主義を終わらせ、独裁体制を敷いた。ただちに反民主主義の政策を行い、基本的人権を停止し、「強制的同質化」を行った。

ナチ体制の特徴のひとつは、その人種主義であった。とくに反ユダヤ主義的な人種主義

政策は顕著であつた。ユダヤ人差別自体は、長い間ヨーロッパにみられたもので、ナチ独自の思想ではないが、ナチはこれを国家の政策として行つた。同時にヒトラーはヴェルサイユ条約を反故にし、条約に違反した再軍備を宣言して、徴兵制を復活させ、国際連盟を脱退した。国際的孤立を防ぐために、イデオロギーの近いイタリアや日本と同盟を組んだ。ヒトラーは領土的野心を隠そうとはせず、チェコスロヴァキアのズデーテン地方を割譲したほか、オーストリアを併合した。

一九三六年のミュンヘン会談により宥和政策がとられたものの、ヒトラーが一九三九年九月一日にポーランドに侵攻したことでイギリスがドイツに宣戦布告し、第二次世界大戦が始まつた。電撃戦の勝利やパリ占領などにより、ドイツ軍が優勢と思われたが、独ソ戦の開始、ノルマンディー上陸作戦等を経て、連合軍が優位にたつた。

この間、ヒトラーは「ユダヤ人問題の最終解決」と呼ばれたユダヤ人絶滅政策を進めた。その結果、アウシュヴィツなどの絶滅収容所をはじめとし、各地で約六百万のユダヤ人が殺害された。これは「ホロコースト」（ユダヤ人大量虐殺）と呼ばれている。戦況の悪化に伴い、一九四五年四月三〇日にヒトラーは死亡、五月八日にはドイツが無条件降伏し、イギリス、フランス、アメリカ、ソ連の四カ国によって占領された。

一九三三年から一九四五年までのナチ・ドイツでは数多くの不法行為があった。まず他国に対する侵略行為である。ポーランド侵攻は国際法違反であったし、さらに国内のみならず、占領した地域にも強制収容所を建設し、多くの人々を収容した。ここではユダヤ人だけでなく、スラブ人、またかつては「ジプシー」と呼ばれたシンティ・ロマも被害を受けた。人種主義を国家イデオロギーとしたナチ期のドイツでは、優生学が重視され、障害者が殺害対象となった。同性愛者は「社会的不適合者」として差別され、殺害された。さらに強制的同質化の時代に、ナチやヒトラーに反対していた人々は「政治犯」としてとらえられ、強制収容所に送られた。

ナチ体制下では、ほかにも戦争開始以前からテロや人権侵害が行われていた。また第二次世界大戦時は強制労働が行われ、化学薬品や重工業を扱う大企業がナチに協力し、戦争遂行に加担したほか、アウシュヴィッツでの虐殺をはじめとするホロコーストが進められた。このほかに捕虜の虐待や殺害、人体実験など、多くの犯罪があった。

## 2 ニュルンベルク裁判

### ニュルンベルク国際軍事裁判

イギリス、フランス、アメリカ、ソ連の占領四カ国は、一九四五年八月八日のロンドン協定で、国際軍事法廷によってドイツの戦争犯罪を処罰する方針を決定した。一九四五年十一月二〇日から翌四六年十月一月にかけてニュルンベルク国際軍事裁判が開催された。ニュルンベルクは南ドイツのバイエルン州にある街で、かつてはナチの党大会が行われた場所である。

ニュルンベルク国際軍事裁判では、占領四カ国からそれぞれ裁判官が出された。被告は二四名だったが、うち二名が自殺や病気の理由で除外され、二二名が裁かれている。ヒトラーがすでに死去していたため、最重要人物は、ヒトラーの後継者として見なされていたヘルマン・ゲーリングであった。ゲーリングは空軍を率い、ナチ期の秘密国家警察であるゲシュタポを創設した人物である。ゲシュタポはナチに敵対するものを調査して拘禁・拷問したり、強制収容所に送ったりする機関で、ユダヤ人迫害などナチ期の暴力支配の担い手にもなっていた。他には、ナチ政権下で外相を勤めたヨアヒム・フォン・リッペントロッ

プもこの裁判で裁かれたひとりである。彼は独ソ不可侵条約を成立させ、ポーランド侵攻に重要な役割を果たし、ユダヤ人の絶滅政策にも関与した人物であった。

ニュルンベルク国際軍事裁判は、「国際裁判所憲章」に基づき開廷された。この憲章は、侵略戦争の計画、準備、開始、遂行、共同謀議を「平和に対する罪」(a項)、通常の戦争法規慣例違反を「戦争犯罪」(b項)、戦前または戦中におけるすべての一般住民に対する非人道的犯罪、もしくは政治的、宗教的、人権的理由にもとづく迫害行為を「人道に対する罪」(c項)と規定していた。これら三つの罪に加えて、実際の裁判では侵略戦争に関する共同謀議も素因に加えられ、この四点に基づいて、ゲーリング、リッベントロップら十二名に絞首刑、ヘスら三名に終身刑、カール・デーニッツら四名に有期刑が科せられた。十月十六日、ニュルンベルク裁判で死刑判決を受けた十二名の内、十名の絞首刑が実施された。死刑判決を受けたマルティン・ボルマンは行方不明とされた。彼は欠席裁判で裁かれたが、実際にはすでに自殺していた。ゲーリングは死刑の執行前に青酸カリを飲んで自殺した。

ニュルンベルク裁判に対しては、批判もある。そのひとつは裁判官が占領国から出され、被告が敗戦国のものだったため中立でなかったこと、つまり「勝者の裁き」だったことで

ある。さらに冤罪が生まれる可能性もあった。そのひとつが「カティンの森事件」である。これは第二次世界大戦中にポーランド軍の将校や警官、聖職者などがスターリンの決定によりソヴェイト内務人民委員部によって虐殺された事件であり、いまではソ連による犯罪だと知られているが、最初はドイツによる犯罪としてニュルンベルク国際軍事裁判で裁くために調査された。しかし証拠不十分として裁判からは除外された。

またニュルンベルク国際軍事裁判の大きな問題は、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が事後法であるとの批判である。ドレスデンの空爆など、連合国自身の戦争犯罪が裁かれなかったことも批判の対象となっている。さらにニュルンベルク裁判では、ユダヤ人に対する犯罪はその他の罪のなかに埋没してしまっており、問題にされた場合にも、戦時の犯罪に限定されていた（シザラーニ、三三六頁）。

だがそれ以上に、ニュルンベルク国際軍事裁判がその後の国際社会、とくに国際法の発展に対して与えた影響は大きなものであった。同裁判によって認められたニュルンベルク諸原則は戦争犯罪の処罰の原則となった。また一九四八年に国連で採択されたジェノサイド条約、一九六八年の戦争犯罪および人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約などが成立する契機となった。同裁判は国際軍事裁判に関する議論を大きく変え、国際刑事

裁判所の設置も進められた。

一九二八年にアメリカとフランスのイニシアチブにより不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）が締結されたものの、戦争の違法化は進まなかった。しかし一九四五年以降に、人道に対する罪や平和に対する罪の登場により、戦争や平和、人権に対してある程度世界的な共通理解が生まれたのは、大きな変化である。しかしその一方で、ニュルンベルク軍事裁判以降も多くの戦争と戦争犯罪が行われているのも事実である。

ドイツと同様、敗戦国となった日本では、一九四六年五月から四八年一月にかけて連合国が日本の国家指導者の戦争責任を追及する極東国際軍事裁判（東京裁判）が行われた。ニュルンベルク国際軍事裁判がそのモデルとなったが、両者にはいくつか異なる点がある。例えばニュルンベルク裁判では占領四カ国の公平性への努力が見られたのに対して、日本の場合にはアメリカ一国占領であったため、東京裁判ではアメリカの意向が重視されたことが指摘される。さらにニュルンベルクではナチ・ドイツのユダヤ人迫害や占領地での残虐行為が裁かれたのに対して、東京では主に日本の戦争政策や開戦責任が裁かれた。またドイツについては犯罪組織の規定（ナチ党指導部、参謀本部など）が問題となったのに対して東京ではこれについては触れられなかった（清水、二〇〇八、四八―五二頁）。

## ニユルンベルク継続裁判

ニユルンベルク裁判と呼ばれるものは、国際軍事裁判だけではなかった。一九四六年から四九年にかけて、アメリカ占領軍によって国際軍事裁判で裁かれなかった人物を裁く「ニユルンベルク継続裁判」が行われた。全部で十二の裁判があり、各裁判にはそれぞれ第一号裁判、第二号裁判という番号がつけられているが、医師裁判、法律家裁判などと裁判の内容に沿って呼ばれている。被訴追者は企業、医師、軍、大臣・政府高官など一八五名で、うち一四二名が有罪判決を受けた。人道に対する罪が二三〇名、戦争犯罪が一二〇名、犯罪組織への所属が七五名、侵略戦争ないし平和に対する罪が三名であった（芝、二〇一五、一四七頁およびヴァインケ、一五五頁）。それぞれの裁判は以下のとおりである。

第一号裁判 医師裁判（一九四六年十二月九日―四七年八月二十日）

第二号裁判 ミルヒ裁判（一九四七年一月二日―四月十七日）

第三号裁判 法律家裁判（一九四七年三月五日―十二月四日）

第四号裁判 ポール裁判（親衛隊経済管理本部裁判）（一九四七年四月八日―十一月三日）

第五号裁判 フリック裁判（一九四七年四月十九日―十二月二日）

第六号裁判 I Gファルベン裁判（一九四七年八月十四日―四八年七月三十日）

第七号裁判 南東戦線将官裁判（人質殺害裁判）（一九四七年七月十五日―四八年二月十九日）

第八号裁判 親衛隊人種および移住本部裁判（一九四七年十月二十日―四八年三月十日）

第九号裁判 アインザッツグルッペン（行動部隊）裁判（一九四七年九月二九日―四八年四月十日）

月十日）

第十号裁判 クルップ裁判（一九四七年十一月十七日―四八年七月三二日）

第十一号裁判 ヴィルヘルムシュトラーク裁判（諸官庁裁判）（一九四八年一月六日―四九年四月十四日）

四月十四日）

第十二号裁判 国防軍最高司令部裁判（一九四八年二月五日―十月二八日）

日本では「ニュルンベルク裁判」といえば、東京裁判との比較で国際軍事裁判がもつぱら取り上げるが、この継続裁判もニュルンベルク国際軍事裁判に優るとも劣らぬ法理内容と規模を有しているとの評価もある（芝、二〇一六年、四八七頁）。ドイツでは一般的に両者をあわせて複数形で「ニュルンベルガー・プロツェッセ」（ニュルンベルク諸裁判）と呼ばれている。またアメリカ占領軍による裁判だけでなく、英・仏・ソ連の占領地域でもそれぞれ

戦犯裁判が行われた。

### 3 ニュルンベルク裁判とドイツの「過去の克服」

#### ニュルンベルク裁判への反応

ドイツ国内では、当初ニュルンベルク国際軍事裁判は当時それほど注目されておらず、多くの場合「勝者の裁き」と冷ややかに受け止められていた。この「勝者の裁き」という見方は長くドイツで続いており、世論だけでなくドイツ政府もニュルンベルク国際軍事裁判を公式には認めてこなかった。この点では、ニュルンベルク国際軍事裁判が、必ずしもナチの過去に対するドイツの取り組みである「過去の克服」に大きな影響をもっていたわけではない。

ニュルンベルク国際軍事裁判と並行して、占領軍の意向によりドイツ人自身によるナチ犯罪の追及や処罰も行われていた。これは「非ナチ化法」と既存の刑法によるものであり、「非ナチ化法」による裁判では、一八歳以上の国民全員に、過去の所属政党歴、ナチス支持活動の有無などを申告させ、積極的な事実が証明されれば一〇年以下一年六ヶ月以上の禁固か罰金、公職就業禁止処分などが科せられた（野村、九二頁）。この裁判によって、ニュル

ンベルクでは無罪となったヒヤルマール・シャハト元国立銀行総裁やフランツ・フォン・パーペン元首相らが一時は有罪となった。しかししだいに裁判は形骸化していった。このほかに既存の刑法で裁く裁判はその後も継続されたが、一九四〇年代から五〇年代の西ドイツはかなり保守的で、国内の反ユダヤ主義も顕著であり、戦犯もだんだんと恩赦で出獄していった。すると政治や司法におけるナチとの連続性が問題になり、五〇年代には東ドイツなどからも批判を受けるようになった。

### 西ドイツでのナチ裁判

西ドイツ人自身による取り組みがさかんになったのは一九五〇年代後半からである。五八年に「ナチ犯罪究明のための州司法行政中央本部」（ナチ犯罪追及センター）が設立され、主にホロコーストに関わった人々、ナチ犯罪の実行者に対する追求が始まった。一九六三年十二月二〇日から六五年八月一〇日にかけてフランクフルト・アム・マインで開かれた「アウシュヴィッツ裁判」（正式名称はムルカ等に対する裁判）はドイツ人自身による裁判として広く知られることとなった。これはホロコーストに関わった収容所の幹部ロベルト・ムルカらを裁いたもので、ニュルンベルク国際軍事裁判が主に平和に対する罪として戦争犯罪人

を裁いたのに対して、ここでは人道に対する罪が問われた。

近年でも、ナチの戦犯が戦後七〇年以上たつて逮捕され、裁判にかけられたというニュースを目にすることがある。例えば二〇一六年六月にデトモルトで九四歳の元ナチ親衛隊の被告が、アウシュヴィッツで十七万人の殺害に関与したとして禁固五年の有罪判決を受けている。結局二〇一七年五月に被告が死亡したため、刑は執行されなかったが、こうしたニュースはナチ問題に関しては決して珍しくはない。

このようなナチ犯罪の追求は、ドイツの刑法のなかで「謀殺罪」に対する時効がないために可能となっている。謀殺罪とは、計画的な殺人を意味し、ナチ犯罪のみに限ったものではないが、謀殺罪に対する時効廃止の議論の発端は、ナチ犯罪の追求であった。一九六〇年から四回にわたる時効論争がおこり、最終的に一九七九年の国会ですべての謀殺罪には時効を適用しないという法律が制定されたのである。また西ドイツでは刑法一三〇条の「民衆煽動罪」でヒトラーやナチズムを礼賛する言動やホロコーストの否定が禁止されている。

## ナチ裁判と「過去の克服」

ニュルンベルク裁判はたしかに勝者である連合国が敗戦国ドイツを裁いた「勝者の裁き」

であり、その不十分さも指摘されている。また初期の西ドイツでの裁きでは多くの人々が赦され、政治や司法の場に復帰した。そのため、西ドイツは必ずしもナチとの断絶のもとにあったわけではなく、人的な連続性も多く見られる。また上述のように、ドイツではニュルンベルク国際軍事裁判自体が否定的に捉えられる傾向が強かった。この意味では、ニュルンベルク国際軍事裁判が戦後のドイツの「過去の克服」を進展させたというわけではない。

西ドイツの「過去の克服」は、政治や文化などさまざまな分野でのせめぎあいのもとになされてきた長いプロセスであるが、その背景には冷戦とそれに伴う西ドイツの西ヨーロッパへの統合という側面もあった。ナチに対する抵抗と勝利は、一九四五年以降のヨーロッパのアイデンティティーの土台となっているといってもよく、「反ナチ」や「レジスタンス」といった概念はヨーロッパの共通認識になり、西ドイツにおいても民主主義とナチとの断絶が定着していった。またナチ犯罪に対する反省は、ドイツのなかで「抵抗」「不服従」「市民的勇氣」を重視する文化をもたらし（竹本、二〇一七a）。西ドイツおよび統一ドイツの憲法である「基本法」では抵抗権が認められ、二〇一〇年まで行われていた徴兵制では、思想信条に反するという理由での兵役拒否が認められていた。またイラク戦争の

際には、この戦争が不当であるとして軍の命令に背いた軍人の活動（市川、二〇〇七）もあり、ナチに対する反省に基づき、抵抗するという意識はドイツの中に文化として見られるのである。

こうした文化の形成に、ドイツ人自身によるナチ犯罪の追求は大きな意味を果たした。ただし、西ドイツの場合、ドイツ人の手によって裁かれたのは「ナチ犯罪」であり、ナチ犯罪、とくにホロコーストの非道さが強調される一方で、そのほかの戦争犯罪や開戦責任についての関心は世論のなかでそれほど高くはなかったともいえる。

上述のようにドイツではニュルンベルク国際軍事裁判は「勝者の裁き」として批判される傾向にあった。しかし統一後、ニュルンベルク国際軍事裁判の受容に変化が起こっていることが指摘されている。それはドイツが二〇〇三年に設立された国際刑事裁判所をはじめとする国際司法制度に対して協力的な態度をとるようになったことである。また、二〇一〇年にニュルンベルク裁判記念館が設立された際に、当時のギド・ヴェスタウヴェレ外相が演説のなかで、ニュルンベルク国際軍事裁判を「国際刑法の発展にとっての道しるべ」と呼んだが、こうした統一後の変化は、「ドイツとニュルンベルク裁判との和解」と見なされている。ニュルンベルク国際軍事裁判が果たした戦争犯罪の責任追及や、大規模

な暴力犯罪の究明、また国際刑事司法という制度への寄与といった歴史的意義をドイツが認めているということである（福永、三六八―三六九頁）。

ドイツのこのような変化については、「過去の克服」の普遍化とそれに対する自信の表れと指摘する向きもあるが、それ以上に国際的な議論のなかでドイツの「過去の克服」がモデルとしてある程度定着しているということ、ドイツが引き続きナチ犯罪に向き合う姿勢があることを示していると言えるであろう。

ドイツでは過去との取り組みについて広範かつ包括的な議論があり、ニュルンベルク国際裁判よりもむしろ、ドイツ人自身がナチ犯罪を裁いたという経験が「過去の克服」を進展させてきた。ドイツに比べると、日本のほうは戦争をめぐってよりシングル・イシューの議論が多いように思われる。ニュルンベルク、東京の両軍事裁判を並べて「勝者の裁き」と片づけたり、両者を単純に比較したりするだけでなく、戦後の日独の歩みについては、ともに広い視野でその意義と課題を捉える必要があるだろう。一九四五年からの規範が大きく変わりがねない議論がなされている今日、第二次世界大戦以降の歴史を冷静に評価しつつ、両国の戦後の文化の違いがどこからくるのかについて、振り返ることが重要なのではないだろうか。

## 《参考文献》

- 石田勇治（編著）（二〇〇七）『図説ドイツの歴史』河出書房新社
- 石田勇治（二〇一四）『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』（新装復刊）白水社
- ヴァインケ、アンネッテ、板橋拓己（訳）（二〇一五）『ニュルンベルク裁判 ナチ・ドイツはどのように裁かれたのか』中公新書
- 板橋拓己（二〇一五）『過去』と政治 戦後ドイツの『過去の克服』再考』『成蹊法学』第八二号、二七七―二八三頁
- 市川ひろみ（二〇〇七）『兵役拒否の思想 市民的不服従の理念と展開』明石書店
- シザラーニ、デイヴィド、望田幸男（訳）（二〇〇三）『戦争犯罪』ラカー、ウォルター（編）、井上茂子（他訳）『ホロコースト大事典』柏書房、三三四―三三四頁
- 芝健介（二〇一五）『ニュルンベルク裁判』岩波書店
- 芝健介（二〇一六）『ニュルンベルク国際軍事裁判』広島市立大学広島平和研究所（編）『平和と安全保障を考える事典』法律文化社、四八七頁
- 清水正義（二〇〇八）『戦争責任とは何か 東京裁判論争をめぐる五〇問五〇答』かもがわ出版
- 清水正義（二〇一〇）『人道に対する罪』の誕生 ニュルンベルク裁判の成立をめぐる五〇問五〇答』丸善ブライネット
- 高橋秀寿（二〇一七）『ホロコーストと戦後ドイツ 表象・物語・主体』岩波書店
- 竹本真希子（二〇一七a）『戦後七〇年の歩みと論点 ドイツの例から』広島市立大学広島平和研究所（編）『戦

後七〇年を越えて 平和と軍縮にむけた論点と課題」広島平和研究所ブックレット第三号、一四九―一六九頁

野村二郎（一九九三）『ナチス裁判』（講談社現代新書）講談社

福永美和子（二〇一六）「第二次世界大戦後のドイツと国際刑事司法 懐疑的姿勢から積極的な推進へ」石田勇治／福永美和子（編）『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版、三五七―三七六頁

歴史学研究会（編）（二〇〇六）『世界史史料一〇 二〇世紀の世界Ⅰ ふたつの世界大戦』岩波書店

### 《より深く知るために》

石田勇治（二〇一六）「ドイツ現代史再考―『煙独』の風潮に対して―『ドイツ研究』第五〇号、四七―五六頁

佐藤健生／フライ、ノルベルト（編）（二〇一一）『過ぎ去らぬ過去との取り組み 日本とドイツ』岩波書店

竹本真希子（二〇一七b）『ドイツの平和主義と平和運動 ヴァイマル共和国期から一九八〇年代まで』法律文化社

長谷部恭男／石田勇治（二〇一七）『ナチスの「手口」と緊急事態条項』集英社新書

広島市立大学広島平和研究所（編）（二〇一六）『平和と安全保障を考える事典』法律文化社